

鴨川市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画 (第9期)

概要版

令和6年3月
鴨川市

この計画について

計画の背景・趣旨

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度を目前に控え、高齢者の暮らしを支える体制整備の必要性が一層高まっています。

また、高齢者の中でも特に後期高齢者や単身高齢者、また高齢夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、老老介護や孤独死などの増加が懸念されます。

こうした状況に対応するため、国では住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための体制づくりが推進されてきたところであり、本市においても、各種の取り組みを進めてきました。

本計画は、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図るにあたり、本市の高齢者保健福祉事業や介護保険事業に係る基本的事項を定める「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）」として策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定するものです。

また、本計画は、市の最上位計画にあたる「第2次鴨川市総合計画・鴨川市第4次5か年計画」の分野別計画として位置づけます。さらに、市民と行政が協働して地域や個人、世帯の生活課題を解決していく地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的な支援体制を整備していくため、市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「第3期鴨川市健康福祉推進計画」との一層の連携を図ります。

計画の期間

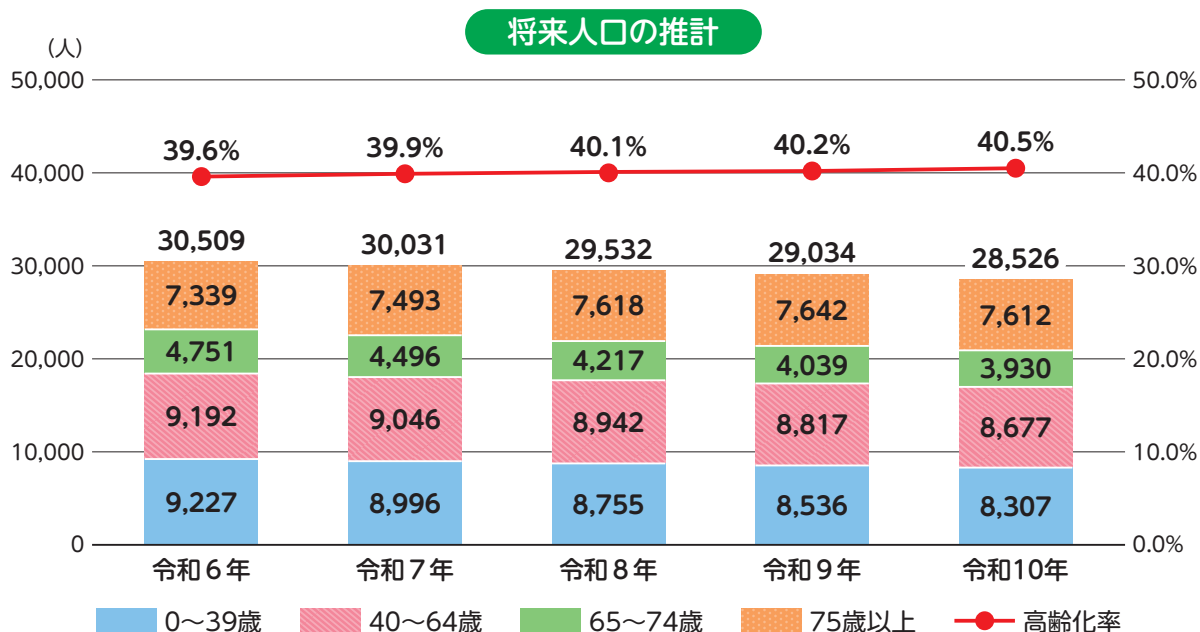
本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。



今後の推計

● 人口の推計

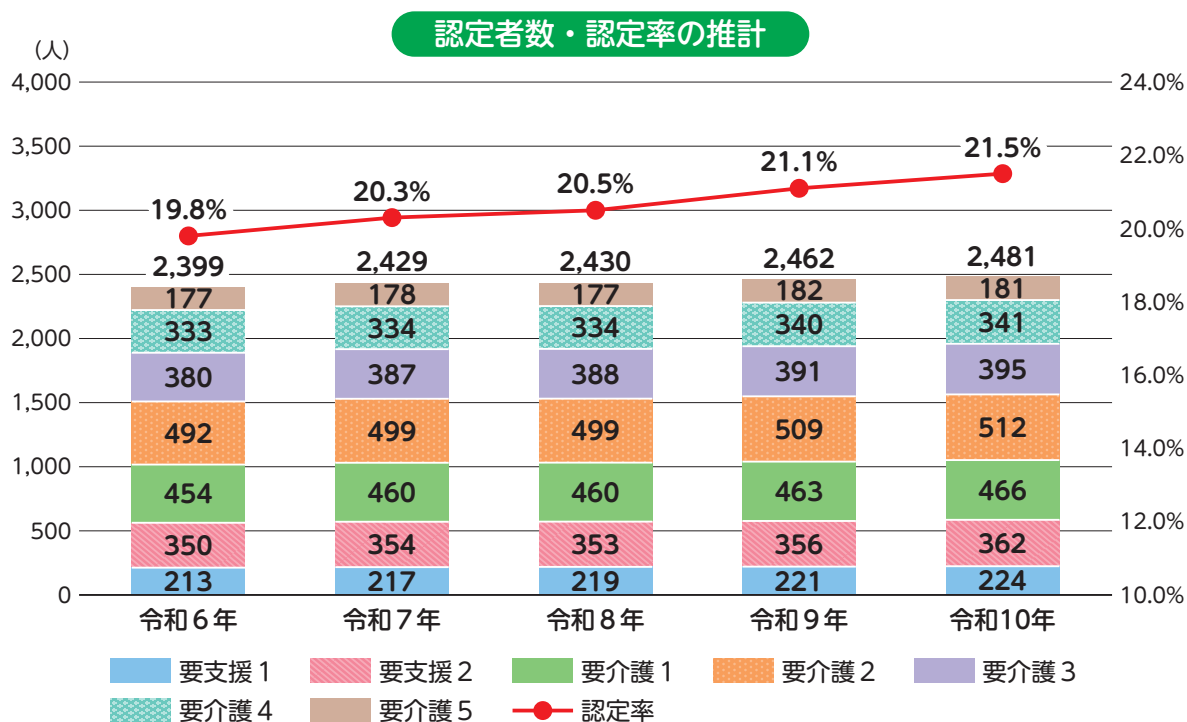
本市では65～74歳（前期高齢者）が既に減少局面に入っています。75歳以上（後期高齢者）は増加傾向にありますが、下図のとおり、令和10年には減少に転じる見込みです。



住民基本台帳人口（各年9月30日時点）を基に推計

● 認定者数・認定率の推計

認定者数について、微増傾向で推移する見込みです。認定率についても上昇が続き、令和6年から令和10年にかけての4年間で1.7ポイント上昇すると見込まれます。



介護保険事業状況報告を基に推計（第2号被保険者を含まない）

基本的な考え方

計画の基本理念

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち ～輝く「元気」のまち～

「第2次鴨川市総合計画」（平成28年度～令和7年度）では、本市が目指す新たな将来都市像を『活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～』とし、健康福祉分野においては、『一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち』を基本方針としています。

これらの基本方針に基づき、市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「第3期鴨川市健康福祉推進計画」では、「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を目標像としています。

本計画では、高齢者福祉及び介護保険事業に関する取り組みの方針等を定めるものですが、介護予防や健康づくりの考え方が重要であり、関連計画との整合を図る必要があります。

そこで、本計画においては、「第2次鴨川市総合計画」の基本方針及び「第3期鴨川市健康福祉推進計画」の目標像を踏まえ、「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち～輝く「元気」のまち～」を基本理念として、健康づくりと介護予防の連携等を図り、高齢者が元気で健康に住み慣れた地域で生活でき、安心して必要なサービスを利用できるような体制の充実と強化を図ります。

計画の基本目標

基本目標

1

いつも元気・健康でいられるまち

基本目標

2

ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

基本目標

3

いつまでも安心して暮らせるまち

日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、第5期以降の計画において、東条地区を天津小湊地区と合わせて日常生活圏域を設定しています。

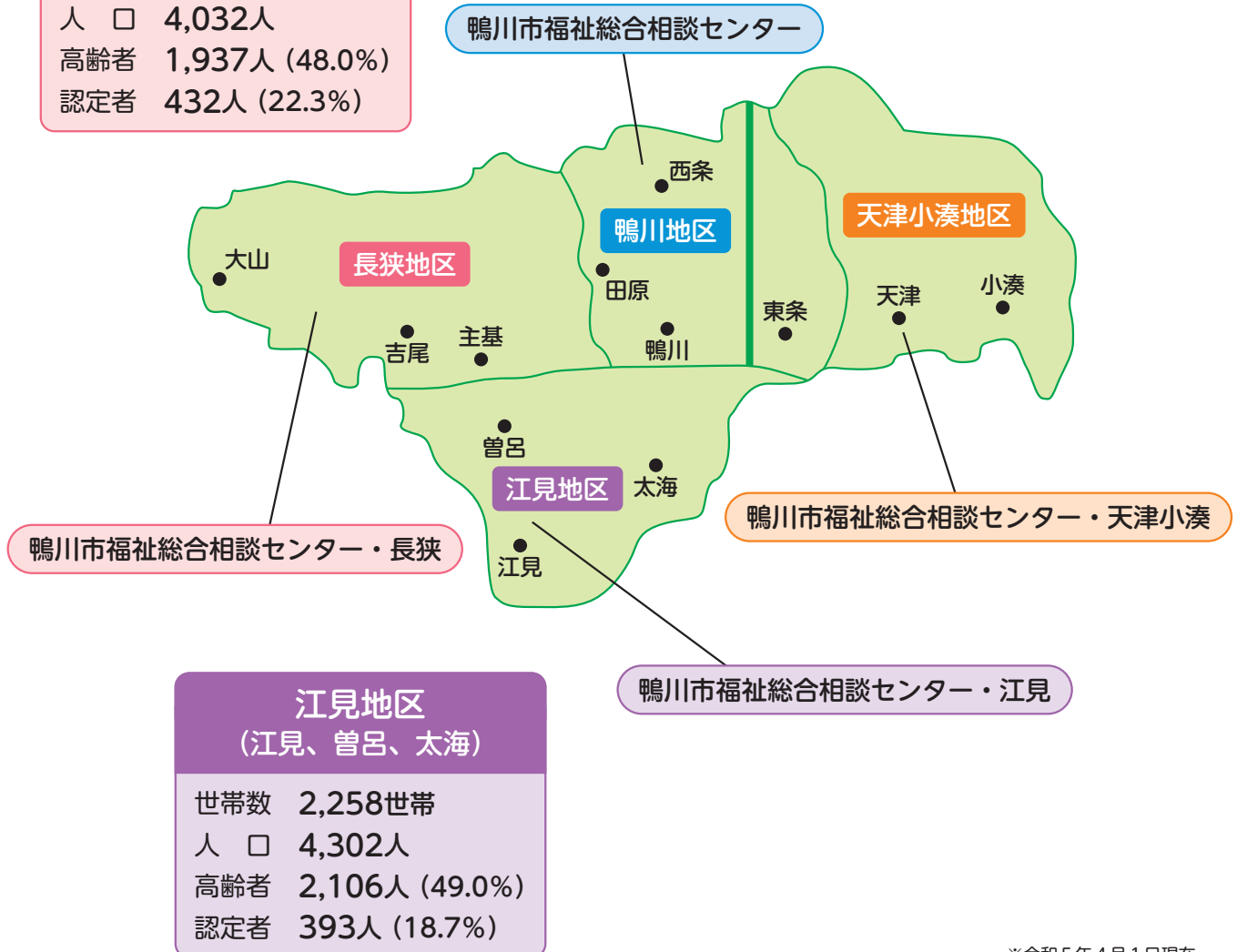
なお、この日常生活圏域の設定は、本計画における圏域設定であり、現在の行政区域を変更するものではありません。

全体	
世帯数	16,133世帯
人口	31,064人
高齢者	12,242人 (39.4%)
認定者	2,440人 (19.9%)

鴨川地区 (鴨川、田原、西条)	
世帯数	5,403世帯
人口	10,780人
高齢者	3,854人 (35.8%)
認定者	762人 (19.8%)

東条・天津小湊地区 (東条、天津、小湊)	
世帯数	6,473世帯
人口	11,950人
高齢者	4,345人 (36.4%)
認定者	853人 (19.6%)

長狭地区 (大山、吉尾、主基)	
世帯数	1,999世帯
人口	4,032人
高齢者	1,937人 (48.0%)
認定者	432人 (22.3%)

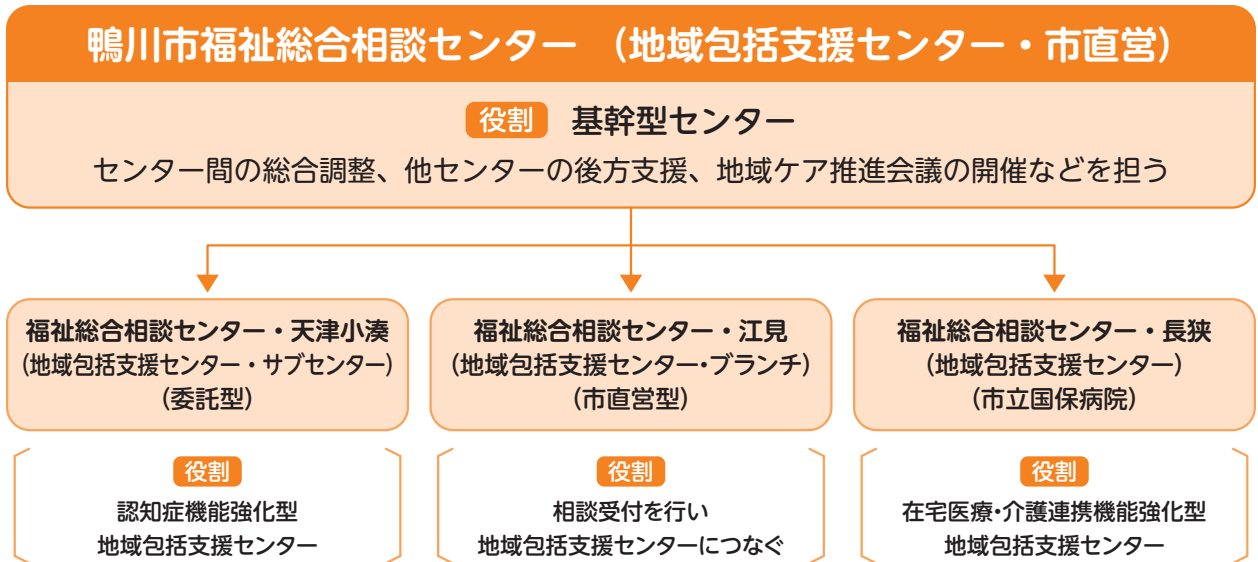


※令和5年4月1日現在

重点目標

1 全圏域での福祉総合相談体制の充実

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化として、身近な地域の中で気軽に相談ができるよう、各圏域の福祉総合相談センターが機能分化と連携の下、居宅介護支援事業所など関係機関とも連携を図りながら、包括的な相談支援を行います。



2 介護予防・生活支援の充実

地域全体で高齢者をささえる体制づくりに向け、ボランティア団体など地域の主体と協働しながら、地域の実情を踏まえて介護予防・生活支援のサービスの充実を図ります。



3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

医療保険制度における保健事業と、介護保険制度における介護予防事業とを連携させる体制の構築を図り、データ分析や専門職の適切な関与等を通して、高齢者が抱える健康課題の把握、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防に努めます。

4 外出しやすい環境の整備

免許返納者など外出が困難な高齢者が外出しやすいよう、公共交通の部署と連携し、既存の公共交通の再編や見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを引き続き行います。

5 認知症対策の推進

住み慣れた地域で、尊厳と希望をもって日常生活を過ごせる共生社会を目指して、共生と予防の視点で認知症家族を支えるため、認知症サポーターの養成・活躍の場の創出や、認知症高齢者見守りシールによる見守り体制の構築など、地域で見守り支えていける体制整備を図ります。また、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームと地域の連携・ネットワークづくり等、認知症対策を総合的に推進します。

6 介護人材の確保・定着促進

必要な介護を地域で受けられる体制の整備に向け、各種研修などの育成支援、雇用促進、外国人介護人材の受け入れ支援などを通して、介護人材の確保及び定着促進を図ります。また、介護者の負担軽減にもつながる介護ロボットやICT機器の導入について、今後も支援していきます。

7 災害・感染症対策の推進

災害への備えとして、避難行動の際に支援を要する方の情報の把握・共有や、消防団等地域の主体との連携・協働により、避難支援体制の整備を推進します。また、サービス事業所において、災害や感染症の発生時にも業務実施計画に基づいて安定して介護サービスを提供できるよう、防災訓練や物資の備蓄の促進を図ります。

8 地域主体との協働の推進

見守りが必要な高齢者の増加が見込まれる中、気がかりな高齢者等について、在宅療養・看取りを含めた地域での生活の支援のため、情報が円滑に共有されるよう、市民や活動団体・事業者など地域の主体との連携や、重層的な支援に向けたネットワークづくりを推進します。また、高齢者をはじめとした地域住民が地域活動などの担い手として活躍できる場の体制整備を図ります。

施策の展開

基本目標
1

いつも元気・健康でいられるまち

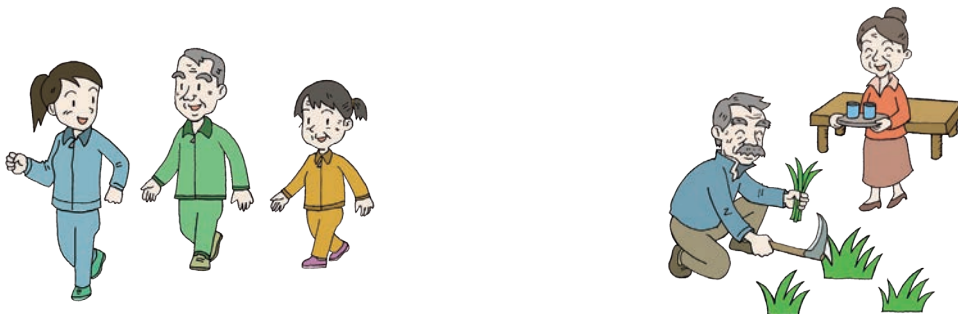
基本施策	施策の方向	施策項目		
1 社会参加と 生きがいづくり の促進	交流活動の促進	①老人クラブ活動の活性化 ②生涯学習機会の充実 ③生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④多世代交流の促進		
	就労対策の推進	①高齢者の就労促進		
2 健康づくりの推進	健康づくりの推進	①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ②食育の推進 ③予防接種の促進		
		3 介護予防の推進	一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

施策の紹介

● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

市民の健康づくりを推進する健康推進課、後期高齢者医療保険制度を所管している市民生活課、高齢者福祉を所管する福祉課による横断的な協議の場を設け、国保データベース（KDB）システム等の統計データの一体的な分析・評価を行い、高齢者が抱える健康課題の把握と解決に向けた取り組み、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に向けた事業を、令和6年度から開始します。

また、健康づくり推進協議会の会議等の場や医師会等の医療関係団体と連携し、健康課題や事業内容、支援の方法等について検討を行い、必要に応じて実施内容等の見直しを行います。



基本目標
2

ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

基本施策	施策の方向	施策項目	
1 地域ささえあい 体制づくり	福祉意識の形成	①見守り活動の活性化 ②生活支援・介護予防サポーターの養成・育成支援	
	ささえあいによる生活支援の充実	①生活支援体制整備事業 ②介護予防・生活支援サービス事業の充実	
	認知症施策の推進	①認知症サポーター養成の推進 ②認知症高齢者見守りシール ③認知症高齢者の家族の集い（めだかの会） ④認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・対応と地域とのネットワークづくり ⑤認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員との連携	
	虐待防止・権利擁護の推進	①虐待の防止 ②権利擁護推進センターを中心とした成年後見制度等の利用促進及び普及啓発	
	地域ささえあい拠点の充実	①日常生活圏域における福祉総合相談体制及び交流拠点の充実 ②地域密着型サービス拠点の充実	
	2 安全で快適な 生活の確保	移動・交通対策の充実	①公共交通機関の充実 ②交通安全対策の推進
		防災・防犯対策等の充実	①防災体制の充実 ②防犯対策の充実 ③災害・感染症対策の推進
		人にやさしいまちづくりの推進	①人にやさしい環境づくりの啓発 ②利用しやすい公共施設の整備 ③暮らしやすい住宅づくりの促進
	3 医療・介護・ 保健・福祉の 連携	地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センター・サブセンター事業 ②包括的・継続的ケアマネジメント ③地域ケア会議推進事業
		医療・介護連携の体制づくり	①在宅医療・介護連携推進事業
介護・保健・福祉の 拠点の充実		①鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター） ②鴨川市福祉センター ③天津小湊保健福祉センター ④福祉総合相談センター（地域包括支援センター） ⑤老人憩の家	

基本施策	施策の方向	施策項目
1 高齢者福祉 サービスの充実	在宅福祉サービスの充実	①配食サービス事業 ②緊急通報システム ③一人暮らし高齢者等孤立防止事業
	家族介護支援の充実	①家族介護支援 ②介護用品（紙おむつ・尿取りパッド）の支給
	施設福祉サービスの充実	①高齢者緊急一時保護事業 ②養護老人ホーム等への入所
2 介護保険サービス の充実	介護予防・居宅介護 サービスの充実	①訪問介護（ホームヘルプサービス）
		②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
		③介護予防訪問看護・訪問看護
		④介護予防訪問リハビリテーション・ 訪問リハビリテーション
		⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
		⑥通所介護（デイサービス）
		⑦介護予防通所リハビリテーション・ 通所リハビリテーション（デイケアサービス）
		⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 （ショートステイ）
		⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 （ショートケア）
		⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
		⑪特定介護予防福祉用具購入費・ 特定福祉用具購入費
		⑫介護予防住宅改修・住宅改修
		⑬介護予防特定施設入居者生活介護・ 特定施設入居者生活介護
		⑭介護予防支援・居宅介護支援
		⑮共生型サービスの推進

基本施策	施策の方向	施策項目
2 介護保険サービスの 充実	地域密着型サービスの 充実	①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
		②介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
		③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		④看護小規模多機能型居宅介護
		⑤地域密着型通所介護
		⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	施設介護サービスの充実	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
		②介護老人保健施設
		③介護医療院
	介護保険制度の円滑な 運営	①情報提供の充実
		②鴨川市介護相談員事業（相談・苦情処理体制の強化）
		③サービス従事者の質的向上の促進
		④介護人材の確保・育成支援
	介護給付の適正化の推進	①要介護（要支援）認定の適正化
		②ケアプランの点検
		③住宅改修や福祉用具の点検
		④医療情報との突合・縦覧点検
		⑤給付実績の活用
		⑥事業者に対する指導の実施

第9期事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の保険料段階設定

段階設定	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (×0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下の方	基準額 ×0.685 (×0.485)	53,430円 (37,830円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.690 (×0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	70,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	187,200円

※第1～3段階については、公費による負担軽減を行います。（ ）内の数値は軽減後のものです。

計画の推進

本計画の推進に際しては、在宅医療・介護の連携や、保健事業と介護予防の一体的な実施など、庁内外で分野を超えて連携を深めます。また、行政だけでなく、関係機関や事業者、市民・地域などが適切な役割分担のもとに連携し、取り組みを進めます。さらに、介護保険運営協議会等の組織を活用しながら、PDCAサイクルに基づく点検・評価を通し、計画を着実に推進します。

鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期) 概要版

発行：令和6年3月

編集：鴨川市 市民福祉部 健康推進課

〒296-0033 千葉県鴨川市八色887-1